

第 235 回
神奈川県都市計画審議会
議事録

令和元年 7 月 30 日 (火)
神奈川県本庁舎 3 階 大会議場

議 事 経 過

<開会>

【岸井議長】

ただいまから「第235回 神奈川県 都市計画審議会」を開会いたします。

はじめに、本日の傍聴についてでございますが、傍聴の御希望は2名でございます。本日は、定員に余裕があるため、議事開始後の傍聴につきましては、入室に係る実務を、事務局にお任せしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸井議長】

それでは、そのようにさせていただきます。それでは、ただいまから、傍聴人の方に、入場していただきますので、しばらくお待ちください。

<傍聴人入場>

【岸井議長】

議事に入る前に、傍聴人の方へ、傍聴いただく上での注意を申し上げます。

事務局がお配りした注意事項を、よくお読みいただきまして、厳守してくださいませようお願いします。

なお、これに反する行為があった場合には、退場していただくことがあります。御承知おきください。

ここで、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

沼尾波子委員及び福岡孝則委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、案件の審議に入ります。

本日、御審議いただく案件は、お手元の案件表に記載のとおり、全部で4件ございます。

まず、議第4384号「茅ヶ崎都市計画 区域区分の変更」につきまして、幹事の説明をお願いいたします。

【福島幹事】

それでは、説明をはじめます。

本日、ご審議いただく案件は、議第4384号「茅ヶ崎都市計画区域区分の変更(田端西地区)」、議第4385号「小田原都市計画区域区分の変更(鬼柳地区)」、議第4386号「厚木都市計画区域区分の変更(南部産業拠点(酒井地区))」及び、これに関連する、議第4387号「厚木都市計画道路の変更(3・4・12号酒井長谷線)」についてです。

区域区分の変更については、第7回線引き見直しにおいて設定した保留区域を、市街化調整区域から市街化区域に編入しようとするものです。

こちらが、第7回線引き見直しにおいて、特定保留区域に設定していた「寒川町(田端西地区)」、こちらが、一般保留に設定していた「小田原市(鬼柳地区)」、「厚木市(南部産業拠点(酒井地区))」です。いずれも工業系の土地利用を想定して設定しています。

次に、保留区域の市街化区域編入について、説明します。

第7回線引き見直しでは、目標年次において必要な工業用地のうち、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で市街化区域への編入を行う、いわゆる保留区

域を設定しています。

保留区域は、市街地整備に向けた地元調整の状況や検討熟度等を踏まえ、市街化区域へ編入する位置及び区域を明示する特定保留、明示しない一般保留に区分されます。

今般、保留区域について、土地区画整理事業や開発許可による計画的な市街地整備の見通しが明らかとなり、農林漁業等との調整を終えたことから、市街化区域に編入しようとするものです。

それでは、茅ヶ崎都市計画から、具体の付議案件の説明に入らせていただきます。

議第4384号「茅ヶ崎都市計画区域区分の変更(田端西地区)」について、説明いたします。

お手元の議案書、図面集ともに、1ページからとなりますが、説明はスクリーンを中心に進めさせていただきます。

改めて、位置図を示しています。本案件は、特定保留に設定していた寒川町田端西地区を市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

まず、位置関係の説明です。

スクリーンには、相模川下流部の周辺市町を示しています。こちらが行政界であり、相模川の東側は、寒川町、茅ヶ崎市、西側は、平塚市です。鉄道については、JR東海道新幹線、JR東海道本線、JR相模線です。道路については、自動車専用道路である、さがみ縦貫道路、新湘南バイパスです。また、主要な道路として、国道1号、国道129号、国道134号です。

赤枠で示しているのが、区域区分を変更しようとする田端西地区です。田端西地区は、寒川町の南西部に位置しています。なお、茅ヶ崎都市計画区域は、茅ヶ崎市と寒川町で構成されています。

四角形で囲んだ範囲を拡大します。赤い枠で示しているのが、区域区分を変更しようとする田端西地区、約24.7ヘクタールです。本地区は、さがみ縦貫道路の寒川南インターチェンジに直結するとともに、地区内を3・1・1号藤沢大磯線が東西に横断し、また、地区の東側は3・4・4号柳島寒川線に接しています。

スクリーンには、平成27年5月に撮影された航空写真を示しています。現在の土地利用状況が分かるよう、田端西地区を拡大します。区域全体の約3割は、さがみ縦貫道路の用地となっています。道路用地を除いた範囲における、現況の土地利用については、約6割が農地、約1割が住宅地として利用されています。

次に、田端西地区に関する上位計画を説明します。

平成28年11月に告示した「茅ヶ崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、「田端西地区は、工業地として、計画的市街地整備を予定しており、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする」としています。

「寒川町都市マスタープラン」では、「さがみ縦貫道路の整備によるポテンシャルを最大限生かし、インターチェンジ周辺地区等に新たな工業地の配置を図ります」とされています。また、地域別構想においても、同様の位置づけがされています。

次に本地区の調整状況ですが、道路、公園等の配置や建築物の用途などを示した「土地利用計画案」及び設計概要や資金計画を示した「事業計画案」に関し、地権者のおおむねの合意形成が図られたことから、土地区画整理組合の設立認可を受けられる見込みとなりました。

このことにより、本地区の計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため、農林漁業など、関係機関との調整を行い、今回、田端西地区、約24.7ヘクタールを市街

化区域に編入するものです。

次に、土地利用計画の概要について説明します。

本地区は、さがみ縦貫道路 寒川南インターチェンジに直結し、幹線道路が配置されていることから、工業を主体とした土地利用を図ることとしています。また、土地区画整理事業において、茶色で示した区画道路や、緑で示した公園など、必要な基盤整備を行うこととしています。

用途地域については、今回、区域区分の変更にあわせて、寒川町が決定します。本地区においては、土地区画整理事業による基盤整備が進み、また、具体的な土地利用がより詳細に定められるまでの間、暫定的に、「工業専用地域」を指定することとしています。

以上、「茅ヶ崎都市計画区域区分の変更(田端西地区)」についてとりまとめますと、スクリーンに赤で示した現在の区域区分の線のうち、「黄色」の線を「赤」の線へ、変更し、本区域を市街化調整区域から市街化区域に編入します。

市街化区域の面積は、24.7ヘクタール増加し、2,944ヘクタールとなります。このため、市街化調整区域の面積は、24.7ヘクタール減少し、1,974ヘクタールとなります。

関連する寒川町決定の案件は、「用途地域の変更」「高度地区の変更」「下水道の変更」「土地区画整理事業の決定」「地区計画の決定」の5案件あり、これらの案件については、令和元年7月25日開催の寒川町都市計画審議会において、可決の答申がなされています。

最後に、縦覧等の手続きについて説明します。

茅ヶ崎都市計画区域区分の変更について、平成30年11月16日から12月7日まで、都市計画素案の閲覧とともに、公述を受け付けたところ、公述の申し出がありましたので、公聴会を開催し、「公述意見の要旨と県の考え方」を第234回の本審議会で報告いたしました。

その後、令和元年6月4日から18日まで、都市計画案の縦覧とともに、意見書を受け付けたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で、議第4384号「茅ヶ崎都市計画区域区分の変更」についての説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

【岸井議長】

ただいま、幹事から、議第4384号の説明がございましたが、何か御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

線引きの編入で、区画整理組合を設立するということですが、特に質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。

それでは、議第4384号を原案どおり可決してよいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸井議長】

ありがとうございます。

それでは、議第4384号は、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議第4385号「小田原都市計画 区域区分の変更」につきまして、幹事の説明をお願いいたします。

【福島幹事】

それでは、議第4385号「小田原都市計画区域区分の変更(鬼柳地区)」について、説明いたします。

お手元の議案書は5ページ、図面集は3ページからとなりますが、説明はスクリーンを中心に進めさせていただきます。

本案件は、第7回線引き見直しで一般保留に設定していた小田原市鬼柳地区を市街化区域に編入するものです。

それでは、位置関係の説明です。

スクリーンには、小田原市と、その周辺市町を示しています。こちらが行政界であり、小田原市の北側は、南足柄市、開成町、大井町、東側は、中井町、二宮町です。鉄道については、JR東海道新幹線、JR東海道本線、JR御殿場線、小田急小田原線、伊豆箱根鉄道大雄山線です。道路については、自動車専用道路である、東名高速道路、小田原厚木道路、西湘バイパスです。また、主要な道路として、国道1号、国道255号です。赤枠で示しているのが、区域区分を変更しようとする鬼柳地区です。

鬼柳地区は、小田原市の北部、酒匂川の東側に位置しており、東名高速道路大井松田インターチェンジから約4キロメートル、小田原厚木道路小田原東インターチェンジから約1.5キロメートル、西湘バイパス国府津インターチェンジから約5キロメートルに位置しています。

四角形で囲んだ範囲を拡大します。赤で着色した区域が、今回、区域区分を変更しようとする鬼柳地区、約20.0ヘクタールです。本地区は、4車線で整備済みの3・3・3号小田原大井線が縦断し、5キロメートル圏内で3つの自動車専用道路に接続できます。

スクリーンには、平成30年1月に撮影された航空写真を示しています。現在の土地利用状況が分かるよう、鬼柳地区を拡大します。本地区内東側は、小田原卸商業団地として、昭和49年、60年に、段階的に倉庫や事務所等の立地のために開発許可を受け、道路などの公共施設が整備されております。また、地区内西側については、農地が広がっており、鬼柳地区全体では、小田原卸商業団地及び農地がそれぞれ約4割を占めています。

次に、鬼柳地区に関する上位計画を説明します。平成28年11月に告示した、「小田原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「地域ごとの市街地像」、「新市街地ゾーン」において、本地区を含む、「川東北部地域においては、交通の要衝であることから、これらを活用した工業・流通業務地の形成を図るため、必要な産業業務施設集積地の整備について、農林漁業との調整をはかりながら、検討を行っていく。」としています。

また、市街化調整区域の土地利用の方針において、「川東北部地域については、工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としています。

「小田原市都市計画マスタープラン」では、「鬼柳地区は、今後の社会情勢や企業の進出動向を十分に見極めるとともに、土地所有者等の意向を踏まえながら工業拠点として土地利用方策の検討を行います。」とされています。

次に本地区の調整状況ですが、本地区内西側の新たに開発整備される区域については、民間事業者の開発計画により、地権者全員と土地の売買契約がなされ、用地の確保が確実となりました。また、この開発計画に関し、開発許可を行う小田原市が、事前に確認・調整を行った結果、開発許可を受けられる見込みとなりました。このこと

から、計画的市街地整備の見通しが明らかとなりました。

本地区内東側の小田原卸商業団地においては、既に、民間の開発事業により、公共施設整備等とともに、倉庫、事務所、店舗等の建設が完了しておりますが、将来にわたり、卸商業団地としての機能を維持・保全するために、「用途地域」や「地区計画」による制限等を定めることについて、地権者との合意形成が整い、既に開発整備された区域で、その環境・機能が保全される見通しが明らかとなりました。

これらのことから、農林漁業等関係機関との調整を行い、今回、鬼柳地区、約20.0ヘクタールを市街化区域に編入しようとするものです。

次に土地利用計画の概要について説明します。

本地区内西側の新たに開発整備される青の区域については工業・研究開発・流通施設等の立地を促進していく工業用地とし、茶色で示した道路や、緑で示した公園など、必要な基盤整備を行うこととしています。また、地区内東側の既存の小田原卸商業団地については、引き続き卸商業団地の機能を維持・保全することとしています。

用途地域については、今回、区域区分の変更にあわせて、小田原市が決定します。新たに開発整備される区域については、工業地域を指定することとしています。また、小田原卸商業団地については、倉庫、事務所、店舗等が混在しているため、準工業地域を指定することとし、本地区全体について、小田原市が地区計画を決定し、この中で、工業街区と卸商業街区に分け、それぞれの街区において、きめ細やかな建築物の用途の制限等を定めることとしています。

以上、「小田原都市計画区域区分の変更(鬼柳地区)」についてとりまとめますと、スクリーンに赤で示した現在の区域区分の線に、新たに本区域を加え、市街化調整区域から市街化区域に編入します。

面積については、市街化区域の面積が、20.0ヘクタール増加し、2,822ヘクタールとなります。このため、市街化調整区域の面積は、20.0ヘクタール減少し、8,558ヘクタールとなります。

関連する小田原市決定の案件は、「用途地域の変更」「高度地区の変更」「下水道の変更」「地区計画の決定」の4案件あり、これらの案件については、令和元年7月3日開催の小田原市都市計画審議会において、可決の答申がなされています。

最後に、縦覧等の手続きについて説明します。「小田原都市計画区域区分の変更」について、平成30年11月16日から12月7日まで、都市計画素案の閲覧とともに、公述を受け付けたところ、公述の申し出はありませんでした。

また、令和元年5月7日から21日まで、都市計画案の縦覧とともに、意見書を受け付けたところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議第4385号「小田原都市計画区域区分の変更」についての説明を終わります。御審議を宜しくお願い致します。

【岸井議長】

ただいま、幹事から、議第4385号の説明がございましたが、何か御意見、御質問等がございましたら、御発言願います。

1つ参考までにお伺いします。同時に、地区計画を決定されたとなっておりますが、どのような内容の地区計画を決定されるのか御紹介いただけますか。

【福島幹事】

これは土地利用計画図ですが、今回、地区計画の決定にあたっては、地区整備計画も合わせて決定しています。本地区の区域の西側を工業街区、既に開発されている東側を卸商業街区に区分しています。工業街区につきましては、工業・研究開発・

流通施設等の立地を促進し、緑に囲まれた快適な操業環境の形成とその保全を図るとともに、既存の卸商業団地は、卸商業団地として引き続き、卸売業を中心とした店舗・倉庫・事務所等の機能の維持と保全を図ることとしています。

また、公園を地区施設として位置づけ、開発事業者が整備後に小田原市が管理していく計画となっています。区画道路についても、地区施設として位置づけています。

【岸井議長】

主に、地区施設の決定をしているということですね。

他に何かご質問はありますでしょうか。

【福岡委員】

先ほどの説明の中で、小田原市が排水区域の拡大を行う旨が示されていたと思いますが、調整池と絡めて何かあるのかと思ひまして、具体的に御存じでしたら説明いただけますでしょうか。

【福島幹事】

都市計画下水道の変更は市決定案件ですが、これについてのご質問と理解してお答えしますが、今回の市街化調整区域から市街化区域に編入する部分について、都市計画下水道の排水区域の変更を行い、下水道の計画エリアとしています。

【岸井議長】

よろしいでしょうか。

【福岡委員】

はい。

【岸井議長】

ほかには御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

御意見も出尽くしたようでございますので、採決に入りたいと思います。

それでは、議第4385号を原案どおり可決してよいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸井議長】

ありがとうございます。

それでは、議第4385号は、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議第4386号「厚木都市計画区域区分の変更」及び議第4387号「厚木都市計画道路の変更(3・4・12号酒井長谷線)」につきまして、関連がありますので、一括で説明をお願いします。

【福島幹事】

それでは、議第4386号「厚木都市計画区域区分の変更(南部産業拠点(酒井地区))」、議第4387号「厚木都市計画道路の変更(3・4・12号酒井長谷線)」について、説明いたします。

お手元の議案書は9ページ、図面集は5ページからとなりますが、説明はスクリー

ンを中心に進めさせていただきます。

はじめに、議第4386号「厚木都市計画区域区分の変更(南部産業拠点(酒井地区))」について、説明いたします。本案件は、一般保留に設定していた厚木市南部産業拠点酒井地区を市街化区域に編入するものです。また、3・4・12号酒井長谷線について、編入区域内の道路の線形を変更するものです。

まず、位置関係の説明です。スクリーンには、厚木市を中心とした県央部の位置図を示しています。こちらが行政界であり、厚木市は、東側は海老名市、寒川町、南側は平塚市、伊勢原市と隣接しています。鉄道については、JR東海道新幹線、JR相模線、小田急小田原線です。道路については、東名高速道路、新東名高速道路、さがみ縦貫道路、小田原厚木道路、また、主要な道路として、国道129号、国道246号です。

赤枠で示しているのが、区域区分を変更しようとする南部産業拠点酒井地区です。南部産業拠点酒井地区は、厚木市の南部に位置しています。

四角形で囲んだ範囲を拡大します。赤い枠で示しているのが、区域区分を変更しようとする南部産業拠点酒井地区、約27.7ヘクタールです。本地区は、東名高速道路厚木インターチェンジから約400メートル、新東名高速道路厚木南インターチェンジから約500メートルに位置しており、国道129号に接しています。

スクリーンには、平成27年4月に撮影された航空写真を示しています。現在の土地利用状況が分かるよう、南部産業拠点酒井地区を拡大します。現況の土地利用については、約7割が農地であり、そのほか、南側に工場や物流施設、北側に住宅が立地しています。

次に、南部産業拠点酒井地区に関する上位計画を説明します。平成28年11月に告示した、「厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「地域ごとの市街地像」、「新市街地ゾーン」において、「南部産業拠点地区においては、企業等の計画的な誘導を図るため、産業系土地利用の検討を行っていく。」としています。

また、市街化調整区域の土地利用の方針において、「南部産業拠点地区は、工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としています。

「厚木市都市マスタープラン」では、「東名高速道路厚木インターチェンジ周辺、第二東名自動車道仮称厚木南インターチェンジ周辺に、産業用地を整備し、南部産業拠点とします。」とされています。また、地域別構想においても、同様の位置づけがされています。

次に本地区の調整状況ですが、道路、公園等の配置や建築物の用途などを示した「土地利用計画案」及び設計概要や資金計画を示した「事業計画案」に関し、地権者とのおおむねの合意形成が図られたことから、土地区画整理組合の設立認可を受けられる見込みとなりました。このことにより、本地区の計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため、農林漁業など、関係機関との調整を行い、今回、南部産業拠点酒井地区、約27.7ヘクタールを市街化区域に編入するものです。

次に、土地利用計画の概要について説明します。本地区は、インターチェンジ周辺であり、幹線道路が配置されていることから、工業を主体とした土地利用を図ることとしています。また、土地区画整理事業において、茶色で示した区画道路や緑で示した公園など、必要な基盤整備を行うこととしています。

用途地域については、今回、区域区分の変更に合わせて、厚木市が決定します。本地区においては、土地区画整理事業による基盤整備が進み、また、具体的な土地利用がより詳細に定められるまでの間、暫定的に工業専用地域を指定することとしています。

以上、「厚木都市計画区域区分の変更(南部産業拠点(酒井地区))」についてとりまとめますと、スクリーンに赤で示した現在の区域区分の線のうち、黄色の線を赤の線に変更し、本区域を市街化調整区域から市街化区域に編入します。

市街化区域の面積は、27.7ヘクタール増加し、3,201ヘクタールとなります。このため、市街化調整区域の面積は、27.7ヘクタール減少し、6,183ヘクタールとなります。

続いて、議第4387号「厚木都市計画道路の変更(3・4・12号酒井長谷線)」について、説明いたします。

スクリーンには、改めて厚木市周辺の広域の位置図を示しています。

赤線で示しているのが、3・4・12号酒井長谷線です。酒井長谷線は、国道129号を起点に、3・3・5号厚木環状3号線を終点にする、幹線街路です。

路線全体を拡大します。酒井長谷線は、延長約4,130メートルの幹線街路であり、昭和44年に当初決定された後、3度の都市計画変更を経て、現在の計画となっています。現在、約2,870メートルが整備済み、約1,260メートルが未整備となっています。

今回、未整備区間について、南部産業拠点酒井地区の土地利用計画に合わせて、道路計画を見直すものですが、この変更に伴い、路線全線にわたり車線の数を定めます。本路線は、県道604号愛甲石田停車場酒井と一部区間が重複しておりますので、県決定案件として、本審議会でご審議していただくものです。

スクリーンには、未整備区間を拡大して示しています。こちらが、南部産業拠点(酒井地区)です。現在、3・4・12号酒井長谷線は、赤線で表示している線形で都市計画決定しています。今回、南部産業拠点酒井地区の土地利用計画等に合わせて道路計画を見直し、国道129号とのアクセスとして新たに都市計画決定される、3・4・20号酒井下津古久線に接続させるため、黄色の線から赤の線に線形を変更します。これにより、地区内を南北方向に縦断させ、産業用地の敷地形状を整形化し、土地利用の効率化を図るものです。

また、国道129号との交差点計画を変更します。交差点を拡大します。交差角が鋭角であったものを、国道129号とのアクセスを改善することで、見通しを良くするとともに、大型車等の円滑で安全な交通の確保を図るものです。

以上、酒井長谷線の内容としては、線形の変更に伴い、路線の延長が、約4,130メートルから、約4,000メートルに変更になります。また、今回の変更に合わせて、車線の数を2車線と定めます。

2案件に関連する厚木市決定の案件は、「用途地域の変更」「地区計画の決定」「下水道の変更」「土地区画整理事業の決定」「道路の変更」の5案件あり、これらの案件については、令和元年7月1日開催の厚木市都市計画審議会において、可決の答申がなされています。

最後に、縦覧等の手続きについて説明します。「厚木都市計画区域区分の変更」及び「厚木都市計画道路の変更」について、平成30年11月16日から12月7日まで、都市計画素案の閲覧とともに、公述を受け付けたところ、公述の申し出はありませんでした。また、令和元年5月7日から21日まで、都市計画案の縦覧とともに、意見書を受け付けたところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議第4386号「厚木都市計画区域区分の変更(南部産業拠点(酒井地区))」、議第4387号「厚木都市計画道路の変更(3・4・12号酒井長谷線)」についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

【岸井議長】

ただいま、幹事から、議第4386号及び議第4387号の説明がございましたが、何か御

意見、御質問等がございましたら、御発言願います。

【岸井議長】

本地区の南側に市街化調整区域が一部残っていますが、今後何か動きがあるのでしょうか。または、今後とも市街化調整区域として予定しているのでしょうか。

【福島幹事】

今回の計画については、地元と様々な調整を行ってきた結果、組合施行の区画整理事業で開発することとなりました。本地区の北側については一部住宅があり、南側にも若干の既存集落がございます。

本地区の南側については、今の段階で保留区域に設定していくといったことではありませんが、厚木市において地元との調整を行いながら、今後の土地利用について検討していくと聞いています。

【岸井議長】

今回の3案件については、保留人口のない、いわゆる工業系土地利用として編入するものですが、工業系土地利用のニーズは高いのでしょうか。

【福島幹事】

特に厚木市では、工業系土地利用として、市街化区域に編入した森の里東地区等の地域においても、既にほとんどの区画が埋まっており、本地区においても様々な企業からの引き合いがあると聞いておりますので、ポテンシャルは高いと考えています。

【福岡委員】

今回、土地利用計画で新規に公園が4か所ほど創出されるようですが、この緑地は厚木市の緑の基本計画の中でどのような位置付けの緑地になっているのか、もしくは位置付けられていないとすれば、どのような性格をもった緑地計画であるのか、御説明をお願いいたします。

【福島幹事】

今回、計画されている公園は、土地区画整理事業施行地区面積の3%を公園として確保するものであり、土地利用図における北側の既存住宅や今後の換地計画を勘案し、このような形で配置することとしたと聞いています。

なお、厚木市の緑の基本計画については内容を把握しておりませんが、厚木市が出席しています。

【岸井議長】

関係市の方、いらっしゃいますか。

【厚木市まちづくり推進課 安藤担当課長】

本市の緑の基本計画における本地区内の公園の位置付けでございますが、街区公園レベルのため、緑の基本計画に、これらの4公園を位置付けてはおりません。

本公園は、あくまで土地区画整理法の基準に従い、施行地区の約3パーセントの面積である約8,300平方メートルを確保するものでございます。

【岸井議長】

御意見も出尽くしたようでございますので、採決に入りたいと思います。
それでは、議第4386号及び議第4387号を原案どおり可決してよいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸井議長】

ありがとうございます。
それでは、議第4386号及び議第4387号は、原案どおり可決いたしました。
以上で、本日の審議会を閉会いたします。

<閉会>